

「災害時における富士砂防事務所管内の災害応急対策業務（応急復旧、応急対応）及び建設資機材調達に関する協定」締結に係る技術資料作成要領

1. 協定書（案）及び別図 参照

2. 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る B・C 等級かつ維持修繕工事の令和 7・8 年度一般競争参加資格の認定を受けていること。
(会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく令和 7・8 年度一般競争参加資格の再認定を受けていること)。
- (3) 山梨県内に、建設業法に基づく本社(店)を有すること。
- (4) 平成 22 年 4 月 1 日以降に、山梨県内において、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記の要件を満たす同種又は類似工事の施工実績を有すること。
 - ・同種工事：砂防工事
 - ・類似工事：土工事
- (5) 技術資料の受領期限の日から協定書の締結日までの期間に中部地方整備局から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3. 技術資料

作成する技術資料は、次表のとおりとする。

また、次表（1）、（2）、（3）の施工実績として記載した工事については、契約書の写しを提出すること。

提出物は、工事名、契約金額、工期、発注者、受注者が確認できるものとする。ただし、（一財）日本建設情報総合センターの工事実績情報システム（以下「CORINS」という。）に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

提出技術資料

記載事項	内容に関する留意事項
(1) 同種又は類似工事の施工実績 『様式－1』	<p>①平成22年4月1日以降に山梨県内において、元請けとして完成・引渡しが完了した同種又は類似工事の施工実績について1件記入すること。</p> <p>②同種工事：砂防工事、類似工事：土工事とする。</p> <p>③施工実績は、工事名、発注機関名、施工場所、契約金額（最終）工期、受注形態等、工事概要を記載すること。</p> <p>④施工実績は、可能な限り CORINS に登録されている工事から選定すること。</p>
(2) 近隣地域内の施工実績 『様式－2』	<p>①平成22年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、国、公団、県発注の近隣地域内（山梨県富士吉田市、都留市、南巨摩郡身延町、南都留郡西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町）の工事（6千万円以上的一般土木工事又は500万円以上の維持修繕工事いずれか）の施工実績があれば1件記載すること。</p> <p>工事の優先順位は、1：国・公団等は発注工事、県発注工事とする。</p> <p>②施工実績は、（1）③及び④に掲げる内容を記載すること。</p> <p>③実績がない場合は提出不要。</p>
(3) 災害協定等に基づく活動実績 『様式－3』	<p>①過去5年間の災害活動実績「令和2年4月1日以降、山梨県内の行政機関との災害協定に基づく契約の有無」があれば記載すること。</p> <p>②災害協定の協定書の写し及び当該災害協定に基づく契約書等の写しを必ず添付すること。</p> <p>③実績がない場合は、なしと記入すること。</p>
(4) 資格保有者 『様式－4』	<p>①1級土木施工管理技士の資格保有者全員の氏名、生年月日を記載すること。</p> <p>②合わせてA4の用紙に資格及び社員証の写し（1枚に複数複写可）を提出すること。</p>
(5) 災害時等応急復旧協定又は覚書等の有無 『様式－5』	<p>①災害時等応急復旧（河川・道路・その他）に関して他事務所及び他機関との協定又は覚書等の締結（取り交わし）の有無を記載すること。また、その協定又は覚書等の名称と相手名、有効期限等を記載すること。複数ある場合は全て記載すること。</p> <p>②協定等が無い場合は、無しに○を付けて提出すること。</p>
(6) 地域特性 『様式－6』	<p>①本社(店)から山梨県南都留郡富士河口湖町船津字剣丸尾6663-1まで、一般道を利用した場合の距離を記載すること。</p>
(7) 出動人員及び建設資機材等の状況 『様式－7』	<p>①令和8年3月6日現在での常時及び最大時の出動可能人員及び会社又は契約リース会社等の備蓄建設資機材を記載すること。</p>

4. 技術資料の提出

- (1) 技術資料の提出は、次の受付期間内に受付場所に持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は電子メール（着信の確認をすること。）のいずれかによるものとする。
- ・郵送等で提出の場合は、封筒の表に業者名・協定名の郵送である旨の記載をすること。
 - ・電子メールで提出の場合は、以下のとおりとする。
 - a) PDF ファイル形式に限る。又、ウィルス対策を実施した上で提出すること。
 - b) 提出書類は、全てを一つのファイル（ファイル容量 5 MB 以内）にまとめて（2つ以上のファイルは認めない。）電子メールで提出すること（着信確認すること）。
- 但し、圧縮することで 5 MB 以内に収まる場合は、ZIP 形式又は LHZ 形式（自己解凍形式は除く。）での提出を認める。
- c) ファイル容量が 5 MB を超える場合は、提出書類を郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）により提出期限までに提出すること。
- (2) 提出書類には、郵送であれば押印したものを提出、電子メールの場合には押印した技術資料表紙を PDF にて提出すること。
- 技術資料表紙が未押印での提出の場合は、本協定に参加することが出来ない。
- (3) 提出書類は、表紙を 1 ページとした通し番号を付すとともに全ページ数を表示し、「袋綴じ」で 1 部提出すること。（ページの例：1／〇〇～〇〇／〇〇）
- (4) 受付期間、受付場所
- ・受付期間：令和 8 年 2 月 17 日（火）から令和 8 年 3 月 6 日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10 時 00 分から 16 時 00 分までとする。
 - 郵送の場合は、3 月 6 日必着するものとする。
 - ・受付場所：中部地方整備局 富士砂防事務所 総務課
〒418-0004 静岡県富士宮市三園平 1100
電話 0544-27-5221
電子メール cbr-fuji-soumu1@mlit.go.jp

5. 審査に関する事項 審査における評価項目及び着目点は以下のとおり。

評価項目	着目
(1) 同種又は類似工事の施工実績	同種工事：砂防工事、類似工事：土工事の施工実績
(2) 近隣地域内の施工実績	近隣地域内的一般土木工事又は維持修繕工事の施工実績
(3) 災害協定等に基づく活動実績	山梨県内の行政機関との災害協定に基づく契約の有無
(4) 資格保有者	1 級土木施工管理技士の資格保有者数

(5) 災害時等応急復旧協定又は覚書等の有無	他事務所及び他機関との災害時の応急復旧のための協定の有無
(6) 地域特性	本社(店)から山梨県南都留郡富士河口湖町船津字剣丸尾 663-1までの一般道による距離
(7) 出動人員及び建設資機材等の状況	①出動可能人員 ②会社保有の備蓄建設資機材等の状況（契約会社分含む）

6. 非締結理由説明申し立て

(1) 「災害時における富士砂防事務所管内の災害応急対策業務（応急復旧、応急対応）及び建設資機材調達に関する協定」を結ばなかったときは、結ばなかった理由を通知する。

(2) (1) の通知をうけたときは、通知をした日の翌日から起算して 5 日（祝日・土日を含まない）以内に、書面により、富士砂防事務所長に対して説明求めることが出来る。

(3) (2) の書面の受付窓口及び受付時間は次のとおり。

・受付窓口：中部地方整備局 富士砂防事務所 総務課

〒418-0004 静岡県富士宮市三園平1100

TEL 0544-27-5221

電子メール cbr-fuji-soumu1@mlit.go.jp

・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで

(4) (2) の書面は受付期間及び受付場所に持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は電子メール（着信の確認をすること。）のいずれかによるものとする。

郵送等で提出する場合は、封筒の表に業者名・協定名の郵送である旨の記載をすること。

(5) (2) の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日（祝日・土日は含まない。）以内に書面により回答する。

7. 実施上の留意事項

(1) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された技術資料は、技術審査及び協定締結者決定以外に提出者に無断で使用することはない。

(3) 技術資料に虚偽の記載をしたときは、技術審査の対象としない。また、協定締結後に判明した場合は協定を無効とする。（資機材・資格保有者等が締結後に変動は対象外）

(4) 提出された技術資料の差し替えは、提出受付最終日3月6日（金）までとする。

(5) 問い合せ先は次のとおりとする。

問い合わせ先：中部地方整備局 富士砂防事務所 総務課

TEL 0544-27-5221